



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課)……4  
 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課)……8  
 大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………(水道総務課)……9  
 大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例……………(自治振興課)……9

### 規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課)……9  
 大和高田市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則……………( )……10  
 職務の級別の分類の内容を定める規則の一部を改正する規則……………( )……10  
 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………( )……10  
 中小企業債務保証料の補給に関する規則の一部を改正する規則……………(産業振興課)……11  
 大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則……………(健康増進課)……12

### 訓令

大和高田市公募型補助金審査選考委員会設置要綱……………(自治振興課)……12  
 大和高田市立病院職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………(人事課)……13  
 大和高田市住宅管理法措置検討委員会設置要綱……………(建築住宅課)……14  
 大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱……………(広報情報課)……14  
 大和高田市事務の相互援助の手続等に関する規程……………(人事課)……15

### 告示

大和高田市商都たかだ活性化事業補助金交付要綱……………(産業振興課)……17  
 大和高田市元気な地域づくり事業補助金交付要綱……………(自治振興課)……26  
 大和高田市定額給付金給付事業実施要綱を廃止する告示……………(市民課)……33  
 大和高田市子育て応援特別手当支給事業実施要綱を廃止する告示……………(児童福祉課)……34  
 大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱……………( )……34  
 旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示……………(保険医療課)……38  
 平成22年国勢調査大和高田市実施本部設置要綱……………(産業振興課)……38  
 住民基本台帳の閲覧者の公表……………(市民課)……40  
 住民情報システム等共同化推進協議会設置要綱……………(広報情報課)……41  
 大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示……………(建築住宅課)……43  
 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……43  
 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)等の要領の公表……………(財政課)……43  
 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……47

### 公告

高田こども園新築に伴う園庭整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……48

**教育委員会**

教育委員会6月定例委員会の招集……………(教育総務課)……50

**選挙管理委員会**

選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会)……50

選挙管理委員会の招集……………(       "       )……50

選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面の縦覧……………(       "       )……51

**農業委員会**

農業委員会6月定例委員会の招集……………(農業委員会)……51

**公営企業**

指定給水装置工事事業者の指定……………(水道工務課)……51

## 公布された条例のあらまし

### 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由  
地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容
  - (1) 個人市民税関係
    - ア 所得税法における扶養控除の見直しに伴い、個人市民税に係る給与所得者及び公的年金受給者が提出すべき扶養親族申告書の記載事項等について定めます。(第28条の2、第28条の3関係)
    - イ 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとします。(第36条、第37条関係)
    - ウ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設します。(附則第18条の7関係)
  - (2) 法人市民税関係  
資本に係る取引等に係る税制として、清算所得課税等が廃止されることに伴い、関連条項の整備を行います。(第9条、第15条、第40条、第41条関係)
  - (3) 固定資産税関係  
地方自治法の一部を改正する法律により、特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団が廃止されることに伴い、関連条項の整備を行います。(第52条関係)
  - (4) たばこ税関係  
市たばこ税の税率の引上げを行います。(第87条関係、附則第16条の2関係)  
旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき 3,298円 4,618円  
(1本当たり1.32円の税率引上げ)  
旧3級品の製造たばこ 1,000本につき 1,564円 2,190円  
(1本当たり0.62円の税率引上げ)
- 3 施行期日  
平成22年6月1日。ただし、(1)アについては平成23年1月1日、(1)イについては平成23年4月1日、(1)ウについては平成25年1月1日、(2)及び(4)については平成22年10月1日、(3)については地方自治法の一部を改正する法律(平成22年法律第 号)の施行の日

### 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由  
所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容  
「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の題名が、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改められたことにより、引用する法律名とその略称を改めます。
- 3 施行期日  
平成22年6月1日

### 大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由  
平成22年度から平成24年度までの間、県営水道料金が引き下げられることに伴い、本市の上水道料金(従量料金に限る。)についても同様の引下げを行うものです。
- 2 改正の内容  
平成22年6月分として調定すべき料金から平成25年5月分として調定すべき料金までに

掛かる従量料金について、6円の引下げを行います。

3 施行期日

公布の日(平成22年5月11日)

大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

防災会議を構成する機関の区分による委員定数を改めるものです。

2 改正の内容

指定地方行政機関の職員「2人」「1人」

指定公共機関又は指定地方公共機関の職員「5人」「6人」

3 施行期日

公布の日(平成22年5月11日)

条 例

条例第17号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年5月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2号中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第3号中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改める。

第15条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第27条第1項中「様式第23号(別表)」を「第5号の4様式(別表)」に改める。

第28条の次に次の2条を加える。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第28条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第39条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第37条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第40条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改

め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改める。

第41条第2項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に改める。

第52条第6項中「地方開発事業団」を削る。

第87条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第16条の2第1項中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第18条の7を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第18条の7 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第18条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附則第18条の12第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第18条の13第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第15条第3項、第40条第1項から第

4項まで、第41条第2項及び第3項並びに第87条の改正規定並びに附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第6項及び附則第4条の規定 平成22年10月1日

(2) 第28条の次に2条を加える改正規定及び次条第2項から第4項までの規定 平成23年1月1日

(3) 第36条第2項及び第3項の改正規定並びに同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定並びに第37条第1項の改正規定 平成23年4月1日

(4) 附則第18条の7の改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日

(5) 第52条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律(平成22年法律第 号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の大和高田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成22年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第28条の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

4 平成23年中に新条例第28条の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書(同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 新条例附則第18条の7の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 新条例第9条、第15条、第40条及び第41条の規定は、平成22年10月1日以後に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成22年10月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当

- 該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。
- (1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき1,320円
- (2) 新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第9条、第86条第2項、第90条第4項及び第5項並びに第93条の規定を適用する。この場合において、新条例第9条中「第90条第1項若しくは第2項、」とあるのは「大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成22年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。)附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第90条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第86条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第90条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第93条第2項中「第90条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

## 条例第18号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年5月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第14項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法

人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

**条例第19号**

大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年5月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大和高田市水道事業給水条例(昭和33年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(料金の特例)

- 3 平成22年6月分として調定すべき料金から平成25年5月分として調定すべき料金までに係る第29条の表の適用については、同表従量料金の欄中「180円」とあるのは「174円」と、「220円」とあるのは「214円」と、「260円」とあるのは「254円」と、「300円」とあるのは「294円」と、「350円」とあるのは「344円」と、「410円」とあるのは「404円」と、「480円」とあるのは「474円」と、「270円」とあるのは「264円」と、「750円」とあるのは「744円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**条例第20号**

大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年5月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例

大和高田市防災会議条例(昭和38年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「それぞれ2人」を「それぞれ1人」に、「5人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**規 則**

**規則第4号**

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「又は次項」を「、勤務時間等条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項」に改める。

第20条の3の次に次の1条を加える。

(教育職給料表(2)の適用範囲)

第20条の4 条例別表第2イ教育職給料表(2)の備考(1)の市長が定めるものは、平成22年

3月31日以前に採用された職員とする。

第21条(見出しを含む。)中「教育職給料表(一)の備考(二)又は教育職給料表(二)の備考(二)」を「教育職給料表(1)の備考(2)又は教育職給料表(2)の備考(2)」に改め、同条第1号中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(1)」に改め、同条第2号中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(2)」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 規則第13号

大和高田市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の職名等に関する規則(平成19年規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「保健師」の次に「、助産師」を加え、「放射線技師」を「診療放射線技師」に改め、「臨床検査技師」の次に「、臨床工学技士」を加え、「指圧師、診療録管理士」を「作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、診療情報管理士」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 規則第17号

職務の級別の分類の内容を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

職務の級別の分類の内容を定める規則の一部を改正する規則

職務の級別の分類の内容を定める規則(昭和40年規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「課長又は参事」を「室長、課長、参事又は会計管理者」に、「、理事又は会計管理者」を「又は理事」に改める。

別表第5中「主任放射線技師、主任マッサージ師又は主任臨床検査技師」を「主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任診療情報管理士」に改める。

別表第6中「又は看護師」を「、看護師又は助産師」に改め、「主任看護師」の次に「、主任助産師」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 規則第18号

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和33年規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)行政職給料表・初任給表の項中「1級 17号給」を「1級 15号給」に、「1級 13号給」を「1級 11号給」に改め、同表(4)医療職給料表(1)・初任給表の項中「医

大卒」を「大学6卒」に、「2級 1号給」を「2級 4号給」に改め、同表(5)医療職給料表(2)・初任給表の項を次のように改める。

(5) 医療職給料表(2)・初任給表

職種	学歴・免許	初任給	
薬剤師	大学6卒	2級	17号給
	大学卒	2級	9号給
栄養士	大学卒	2級	9号給
	短大卒	1級	17号給
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	大学卒	2級	9号給
	短大3卒	2級	5号給
		1級	17号給
		2級	9号給
		2級	5号給
		1級	13号給
		1級	13号給
診療情報管理士	短大卒	1級	13号給

別表第1(6) 医療職給料表(3)・初任給表の項中

「

看護師	短大3卒	2級	13号給
	短大卒	2級	9号給

を

」

「

助産師	大学卒	2級	21号給
	短大3卒	2級	17号給
	短大2卒	2級	13号給
看護師	大学卒	2級	17号給
	短大3卒	2級	13号給
	短大2卒	2級	9号給

に改める。

」

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第19号

中小企業債務保証料の補給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

中小企業債務保証料の補給に関する規則の一部を改正する規則

中小企業債務保証料の補給に関する規則(昭和39年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「損失補償契約(以下「補償契約」という。)に基づき、本市内の中小企業者の債務保証に係る保証料(以下「保証料」という。)を補給し」を「損失補償契約に基づき金融機関から融資を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内で債務保証料に係る補給金(以下「補給金」という。)を交付することにより」に改める。

第2条第1項中「保証料の補給(以下「補給金」という。)」を「補給金の交付」に、「中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に定めるもの」を「中小企業者」に、「受けた者」を「受けたもの」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に、「保証料を補給」を「補給金を交付」に改める。

第4条の見出しを「(補給金の額)」に改め、同条中「当該保証料として」を「債務保証料として

保証協会に」に改め、後段を削る。

第5条第2項中「保証協会の債務保証の決定通知に基づき当該申請人に補給金を交付する旨を通知しなければならない」を「補給金を交付することが適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする」に改める。

第7条中「保証協会は、」の次に「市と締結した融資保証に関する覚書に基づき、」を加え、「保証料として補給金の支払を受けようとするときは、毎月20日までにその前月分を」を「補給金について、」に改める。

第8条中「完了し、かつ、補給金の全額を収納したとき」を「完了したとき」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 完了年月日

第8条第4号から第6号までを削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第5条関係)

債務保証料補給申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 大和高田市

氏名

印

奈良県信用保証協会の信用保証決定に基づき、次のとおり債務保証料の補給を申請します。

保証金額 \_\_\_\_\_ 円

融資月数 \_\_\_\_\_ 月

保証協会受付番号

保証料率

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第26号

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年5月24日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則(平成17年規則第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「平成21年度」を「平成22年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

訓 令

訓令第6号

大和高田市公募型補助金審査選考委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市公募型補助金審査選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市商都たかだ活性化事業補助金及び大和高田市元気な地域づくり事業補助金(以下「公募型補助金」という。)の補助対象事業の審査及び選考を行い、補助金交付の可否と補助金額について市長に報告するため、大和高田市公募型補助金審査選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公募型補助金の制度に関すること。
- (2) 公募型補助金交付の指針及び審査基準の検討に関すること。
- (3) 公募型補助金の交付対象事業の選考に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募型補助金の適正化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長はまちづくり振興室長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民部長
- (2) 企画政策部長
- (3) 財務部長
- (4) 福祉部長
- (5) 環境建設部長
- (6) 公募によって委嘱する市民(以下「公募委員」という。) 2名以内

(公募委員の任期)

第4条 公募委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、公募委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり振興室自治振興課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

訓令第7号

大和高田市立病院職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立病院職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

大和高田市立病院職員被服貸与規程(平成17年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「放射線技師」を「診療放射線技師」に、「指圧師」を「作業療法士」に改め、「視能訓練士」の次に「、診療情報管理士」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

#### 訓令第8号

大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年5月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱(平成21年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 財務部長

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

#### 訓令第9号

大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年5月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 行財政改革及び情報化事業適正化の一環として、住民情報システム、財務会計システムその他の事務処理システム(以下「住民情報システム等」という。)を再構築するに当たり必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に報告するため、大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) 住民情報システム等の再構築時に必要な事項の調査及び審議に関する事項

(2) その他住民情報システム等を再構築するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、企画政策部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを委員とすることができる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、住民情報システム等の再構築が終了する日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部広報情報課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成22年5月17日から施行する。

別表(第3条関係)

企画法制課長、人事課長、財政課長、財産管理課長、税務課長、収納対策課長、市民課長、産業振興課長、社会福祉課長、保護課長、児童福祉課長、保育課長、健康増進課長、介護保険課長、地域包括支援課長、保険医療課長、建築住宅課長、環境衛生課長、下水道課長、会計課長、学校教育課長、生涯学習課長、水道総務課長及び水道工務課長

**訓令第10号**

大和高田市事務の相互援助の手続等に関する規程を次のように定める。

平成22年5月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市事務の相互援助の手続等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、効率的な行政運営に資するため、大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号。以下「行政組織規則」という。)第20条に規定する事務の相互援助(以下「事務援助」という。)に関する手続等について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長 大和高田市行政組織条例(平成19年条例第29号)第2条に規定する内部組織の長をいう。
- (2) 室長 行政組織規則第3条第1項の表に規定する室(クリーンセンターを含む。)の長をいう。
- (3) 課長 行政組織規則第3条第1項の表に規定する課及び大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則(平成17年規則第19号)第3条第3項に規定する課の長をいう。

(事務援助の手続)

第3条 室長又は課長は、緊急を要する事務で分掌事務が繁忙であるとき若しくは重要又は異例な事務であり当該室又は課のみによる対応が困難であると認めるときは、事務援助申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)に所定の事項を記入し、所属部長に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた部長は、事務援助の必要があると認めるときは、部内の課長と協議し、事務援助させる職員(以下「援助職員」という。)に事務援助を命ずるものとする。ただし、部外の手務援助が必要な場合においては、部長は、申出書に所定の事項を記入し、企画政策部長に申し出るものとする。

3 前項ただし書の規定による申出を受けた企画政策部長は、事務援助の必要があると認めるときは、他部の部長と協議し、援助職員が所属する部の部長が当該援助職員に事務援助を命ずるものとする。

4 前2項の規定による事務援助を命じた部長は、事務援助通知書(様式第2号)を援助職員に交付するものとする。

(事務援助上の職務命令)

第4条 援助職員は、事務援助先の手務に従事している間は、当該事務援助先の室長又は課長の指揮監督を受けるものとする。

(事務援助の期間)

第5条 事務援助の期間は、原則として3月以内とする。

(報告)

第6条 第3条の規定により事務援助を受けた室長又は課長は、事務援助協議決定報告書(様式第3号)を企画政策部長に提出しなければならない。

(事務援助の内容変更)

第7条 事務援助の内容に変更が生じた場合は、第3条及び前条の規定を準用し、変更の手続を行うものとする。

(他の任命権者の事務部局における事務への従事)

第8条 職員の手務援助を異なる任命権者の事務部局間において実施する手続等については、この訓令に準じて行うものとする。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、事務援助に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

事務援助申出書			
部長 殿 (企画政策部長 殿)		年 月 日	
		課長(室長) ( 部長)	
申出課(室)			
希望人数		希望職種	
申出理由及び主な事務の内容等			
期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)		

形態	1日単位 ・ 半日単位 ・ 時間単位 ・ 時間外のみ
備考	

様式第2号(第3条関係)

事務援助通知書

年 月 日

所属名  
職名  
氏名

部長

部 課に下記のとおり事務援助を命ずる。

記

1 期間 年 月 日から 年 月 日まで( 日間)

2 形態 1日単位 ・ 半日単位 ・ 時間単位 ・ 時間外のみ

3 事務の内容等

4 備考

様式第3号(第6条関係)

事務援助協議決定報告書

年 月 日

企画政策部長 殿

課(室)長

1 援助職員

所属名	職名	氏名

2 期間 年 月 日から 年 月 日まで( 日間)

3 形態 1日単位 ・ 半日単位 ・ 時間単位 ・ 時間外のみ

4 事務の内容等

5 協議事項

告 示

告示第47号

大和高田市商都たかだ活性化事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市商都たかだ活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人々が集いにぎわう個性的で魅力ある商店街を創出するため又は地域の特性を生かした新しい地場産業の振興を図るために、自らの創意工夫によるソフト事業に取り組む市内の団体等に対し、予算の範囲内で商都たかだ活性化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「団体等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定する商店街振興組合

(2) 一定の地域において、小売業、卸売業又はサービス業を営む者が集団を形成し、共同事業等の事業活動を行う任意組織団体で、市長が認めるもの

(3) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号に規定する事業協同組合

(4) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)第2条に規定する商工会議所

(5) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会

(6) 前各号に掲げるもののほか、商店街の活性化又は地場産業の振興を図るためのソフト事業を行おうとする組合及び団体で、市長が認めるもの

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、団体等が補助金を申請する年度内に行う事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 販わい創出事業

(2) コミュニティ連携事業

(3) 文化創出・情報発信事業

(4) 環境問題・高齢社会対応事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、補助金を申請する年度において、国又は地方公共団体から補助又は助成を受けている事業は、対象事業から除くものとする。

3 同一の対象事業に対する補助金の交付は、1年度限りとする。ただし、翌年度以降に継続して行われる同一の対象事業であって、前年度に比して創意工夫が生かされたと市長が認めるものについては、更に2年度を限度として対象事業とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費(以下「事業費」という。)とする。ただし、事業費の額の合計額が30万円未満のものについては、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、事業費の額の合計額の3分の2以内とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(対象事業の公募)

第6条 市長は、別に定める商都たかだ活性化事業募集要領(以下「募集要領」という。)により期間を定めて対象事業を募集するものとする。

## (対象事業の応募)

第7条 対象事業の募集に応じようとする団体等の代表者は、商都たかだ活性化事業応募書兼補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費明細書(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により応募できる事業は、1の団体等につき1事業とする。

## (選考方法及び審査)

第8条 市長は、前条の規定による応募があった対象事業について、募集要領に定める選考方法により大和高田市公募型補助金審査選考委員会(大和高田市公募型補助金審査選考委員会設置要綱(平成22年訓令第6号)第1条に規定する委員会をいう。以下「選考委員会」という。)の審査に付すものとする。

2 選考委員会は、募集要領に定める基準により審査を行い、その審査結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

## (補助事業及び補助金の交付決定等)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された申請書等の書類及び前条第2項の規定により報告された審査結果を精査し、応募があった対象事業について補助事業として補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは商都たかだ活性化事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金の不交付を決定したときは商都たかだ活性化事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該応募を行った団体等の代表者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、補助事業の適正な執行のため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

## (応募内容の変更)

第10条 補助事業として補助金の交付決定を受けた団体等(以下「補助団体」という。)の代表者は、当該補助事業の内容を変更する必要がある場合は、速やかに商都たかだ活性化事業変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、軽微な変更を除き、既に提出している第7条に規定する書類のうち、当該変更に係る書類を再度提出しなければならない。

2 前項の承認は、選考審査会の審査を経て行うものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の承認の通知について準用する。

## (実績報告等)

第11条 補助団体の代表者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに商都たかだ活性化事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書(様式第9号)
- (2) 事業実績調書(様式第10号)
- (3) 補助事業の実施に係る記録写真、資料等
- (4) 領収書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の実施成果について、当該補助団体に対して報告を求めることができる。

## (補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の報告書等の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、商都たかだ活性化事業補助金確定通知書(様式第11号)により、

速やかに補助団体の代表者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助団体の代表者が補助金の交付を受けようとするときは、商都高田活性化事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助団体が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 第9条第2項の規定は、第1項の取消しの通知について準用する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助団体に対して返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第16条 補助団体の代表者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助金交付規則の適用)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付その他の手続及びこれらに係る様式については、大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)の定めるところによる。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表

区分	内容
需用費	消耗品、教材、資料、装飾材料等(備品に該当するものを除く。)の購入
旅費	交通費等
委託料	装飾委託、デザイン委託、企画委託、会場設営委託、警備等
賃金	アルバイト賃金
報償費	講師謝金、出演料、講演料、原稿料等
印刷製本費	ちらし・ポスター・パンフレットの印刷、商店街等の地図、サービス券の印刷、参加申込書の印刷等
燃料費	ガソリン代等
光熱水費	事業実施に伴う電気、水道、ガス代等
医薬材料費	医薬品代等
通信運搬費	事業に必要な電話代及びプロバイダー利用料 郵便、宅配便等の運搬用費用
使用料及び賃借料	会場借上げ、設備賃借、車両借上げ
保険料	ボランティア保険、行事保険料等

雑費	支払手数料及び振込手数料
----	--------------

様式第1号(第7条関係)

商都たかだ活性化事業応募書兼補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地  
 団体名  
 代表者名  
 (担当者名 )  
 電話番号

印

商都たかだ活性化事業の応募及び補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 応募する対象事業の名称 \_\_\_\_\_

2 交付申請額 \_\_\_\_\_円

3 関係書類

(1) 事業実施計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 補助対象経費明細書(様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

( )

(注) この申請書及び添付する関係書類は、すべて片面印刷・A4版サイズで提出すること。

様式第2号(第7条関係)

事業実施計画書

団体名	
事業の目的	
事業の名称	
事業の内容	
実施(予定)日時	年 月 日( ) 時 分から
実施場所	
方策(周知方法等)	
規模(参加予定人数)	
期待される事業による効果	



第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった商都たかだ活性化事業の応募及び補助金の交付については、下記のとおり、応募された事業を補助事業と決定し、補助金を交付することとしたので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 交付金額 \_\_\_\_\_円
- 3 交付の条件等

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を提出すること。
- (3) 事業実績報告書を基に精算した結果、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金がある場合には、その返還をしていただきます。
- (5) 事業完了後、補助事業の実施成果についての報告を求めることがあります。

様式第6号(第9条関係)

商都たかだ活性化事業補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった商都たかだ活性化事業の応募及び補助金の交付については、下記の理由により不交付と決定したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 交付申請金額 \_\_\_\_\_円
- 3 不交付の理由

様式第7号(第10条関係)

商都たかだ活性化事業変更承認申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

先に申請しました商都たかだ活性化事業補助金の交付について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 変更の理由
- 3 変更の日 年 月 日

4 変更の内容

変更後の内容	変更前の内容

必要に応じて関係書類を添付してください。

様式第8号(第11条関係)

商都たかだ活性化事業実績報告書

大和高田市長 殿

所在地  
 団体名  
 代表者名

印

補助事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_

2 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 事業完了日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 関係書類

- (1) 収支報告書(様式第9号)
- (2) 事業実績調書(様式第10号)
- (3) 補助事業の実施に係る記録写真、資料等
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

( \_\_\_\_\_ )

様式第9号(第11条関係)

収支報告書

収入・支出 科目	本年度予算額 a	本年度決算(見 込)額 b	比較増減 a - b	説明
収入科目	円	円	円	
収入合計				
支出科目	円	円	円	
支出合計				

(注) 補助事業の運営に係る経費について記載すること。  
様式第10号(第11条関係)

事業実績調書

団体名	
補助事業の名称	
実施日時	年 月 日( ) 時 分から
実施場所	
方策(周知方法等)	
規模(参加人数)	
補助事業による成果・効果	

様式第11号(第12条関係)

商都たかだ活性化事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金の額を  
確定したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 補助金確定額 \_\_\_\_\_円

様式第12号(第13条関係)

商都たかだ活性化事業補助金交付請求書

大和高田市長 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

下記のとおり、商都たかだ活性化事業補助金の交付を請求します。

記

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 交付請求額 \_\_\_\_\_円
- 3 振込先

金融機関名・支店名		
口座種別・口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

**告示第48号**

大和高田市元気な地域づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

**大和高田市元気な地域づくり事業補助金交付要綱**

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の特性を生かし、元気にぎわいのある個性的で魅力ある地域づくりを推進するために自らの創意工夫によるソフト事業に取り組む市内の団体等に対し、予算の範囲内で元気な地域づくり事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「団体等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 認可地縁団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する団体をいう。)

(2) 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会等の住民自治組織

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域の活性化を推進するためのソフト事業を行おうとする団体又は組織で、市長が認めるもの

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、団体等が補助金を申請する年度内に行う事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) コミュニティ連携事業

(2) 地域資源活用事業

(3) 環境保全推進事業

(4) 文化創出・情報発信事業

(5) 地域保健福祉・高齢社会対応事業

(6) 地域課題研究事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、補助金を申請する年度において、国又は地方公共団体から補助又は助成を受けている事業は、対象事業から除くものとする。

3 同一の対象事業に対する補助金の交付は、1年度限りとする。ただし、翌年度以降に継続して行われる同一の対象事業であって、前年度に比して創意工夫が生かされたと市長が認めるものについては、更に2年度を限度として対象事業とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費(以下「事業費」という。)とする。ただし、事業費の額の合計額が15万円未満のものについては、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、事業費の額の合計額の3分の2以内とし、20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(対象事業の公募)

第6条 市長は、別に定める元気な地域づくり事業募集要領(以下「募集要領」という。)により期間を定めて対象事業を募集するものとする。

(対象事業の応募)

第7条 対象事業の募集に応じようとする団体等の代表者は、元気な地域づくり事業応募書兼補助金

交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費明細書(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により応募できる事業は、1の団体等につき1事業とする。

(選考方法及び審査)

第8条 市長は、前条の規定による応募があった対象事業について、募集要領に定める選考方法により大和高田市公募型補助金審査選考委員会(大和高田市公募型補助金審査選考委員会設置要綱(平成22年訓令第6号)第1条に規定する委員会をいう。以下「選考委員会」という。)の審査に付すものとする。

2 選考委員会は、募集要領に定める基準により審査を行い、その審査結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(補助事業及び補助金の交付決定等)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された申請書等の書類及び前条第2項の規定により報告された審査結果を精査し、応募があった対象事業について補助事業として補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは元気な地域づくり事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金の不交付を決定したときは元気な地域づくり事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該応募を行った団体等の代表者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、補助事業の適正な執行のため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(応募内容の変更)

第10条 補助事業として補助金の交付決定を受けた団体等(以下「補助団体」という。)の代表者は、当該補助事業の内容を変更する必要がある場合は、速やかに元気な地域づくり事業変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、軽微な変更を除き、既に提出している第7条に規定する書類のうち、当該変更に係る書類を再度提出しなければならない。

2 前項の承認は、選考審査会の審査を経て行うものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の承認の通知について準用する。

(実績報告等)

第11条 補助団体の代表者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに元気な地域づくり事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書(様式第9号)
- (2) 事業実績調書(様式第10号)
- (3) 補助事業の実施に係る記録写真、資料等
- (4) 領収書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の実施成果について、当該補助団体に対して報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の報告書等の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、元気な地域づくり事業補助金確定通知書(様式第11号)により、速やかに補助団体の代表者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助団体の代表者が補助金の交付を受けようとするときは、元気な地域づくり事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない  
(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 第9条第2項の規定は、第1項の取消しの通知について準用する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助団体に対して返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第16条 補助団体の代表者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助金交付規則の適用)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付その他の手続及びこれらに係る様式については、大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)の定めるところによる。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表

区分	内容
需用費	消耗品、教材、資料、装飾材料等(備品に該当するものを除く。)の購入
旅費	交通費、宿泊費等
委託料	装飾委託、デザイン委託、企画委託、会場設営委託、警備等
賃金	アルバイト賃金
報償費	講師謝金、出演料、講演料、原稿料等
印刷製本費	ちらし・ポスター・パンフレットの印刷、近隣の地図、イベント券の印刷、機関誌・会報の印刷、参加申込書の印刷等
燃料費	ガソリン代等
光熱水費	事業実施に伴う電気、水道、ガス代等
医薬材料費	医薬品代等
通信運搬費	事業に必要な電話代及びプロバイダー利用料 郵便、宅配便等の運搬費用
使用料及び賃借料	会場借上げ、設備賃借、車両借上げ
保険料	ボランティア保険、行事保険料等
雑費	支払手数料及び振込手数料

様式第1号(第7条関係)

元気な地域づくり事業応募書兼補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

( 担当者名 )

電話番号

元気な地域づくり事業の応募及び補助金の交付について、下記のとおり申請します。  
記

1 応募する補助事業の名称 \_\_\_\_\_

2 交付申請額 \_\_\_\_\_円

3 関係書類

(1) 事業実施計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 補助対象経費明細書(様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

( )

(注) この申請書及び添付する関係書類は、すべて片面印刷・A4版サイズで提出すること。

様式第2号(第7条関係)

事業実施計画書

団体名	
事業の目的	
事業の名称	
事業の内容	
実施(予定)日時	年 月 日( ) 時 分から
実施場所	
方策(周知方法等)	
規模(参加予定人数)	
期待される事業による効果	



様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった元気な地域づくり事業の応募及び補助金の交付については、下記のとおり、応募された事業を補助事業と決定し、補助金を交付することとしたので、通知します。

記

1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_

2 交付金額 \_\_\_\_\_円

3 交付の条件等

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を提出すること。
- (3) 事業実績報告書を基に精算した結果、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金がある場合には、その返還をしていただきます。
- (5) 事業完了後、補助事業の実施成果についての報告を求めることがあります。

様式第6号(第9条関係)

元気な地域づくり事業補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった元気な地域づくり事業の応募及び補助金の交付については、下記の理由により不交付と決定したので、通知します。

記

1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_

2 交付申請金額 \_\_\_\_\_円

3 不交付の理由

様式第7号(第10条関係)

元気な地域づくり事業変更承認申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

先に申請しました元気な地域づくり事業補助金の交付について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_

2 変更の理由

3 変更の日 年 月 日

4 変更の内容

変更後の内容	変更前の内容

必要に応じて関係書類を添付してください。

様式第8号(第11条関係)

元気な地域づくり事業実績報告書

大和高田市長 殿

所在地  
団体名  
代表者名

印

補助事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 3 事業完了日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- 4 関係書類
  - (1) 収支報告書(様式第9号)
  - (2) 事業実績調書(様式第10号)
  - (3) 補助事業の実施に係る記録写真、資料等
  - (4) 領収書等の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第11条関係)

収支報告書

収入・支出 科目	本年度予算額 a	本年度決算(見 込)額 b	比較増減 a - b	説明
収入科目	円	円	円	
収入合計				
支出科目	円	円	円	
支出合計				

(注) 補助事業の運営に係る経費について記載すること。

様式第10号(第11条関係)

事業実績調書

団体名	
補助事業の名称	
実施日時	年 月 日( ) 時 分から
実施場所	
方策(周知方法等)	
規模(参加人数)	
補助事業による成果・効果	

様式第11号(第12条関係)

元気な地域づくり事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 補助金確定額 \_\_\_\_\_円

様式第12号(第13条関係)

元気な地域づくり事業補助金交付請求書

大和高田市長 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

下記のとおり、元気な地域づくり事業補助金の交付を請求します。

記

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 交付請求額 \_\_\_\_\_円
- 3 振込先

金融機関名・支店名	
口座種別・口座番号	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	

告示第49号

大和高田市定額給付金給付事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市定額給付金給付事業実施要綱を廃止する告示

大和高田市定額給付金給付事業実施要綱(平成21年告示第19号)は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 告示第50号

大和高田市子育て応援特別手当支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子育て応援特別手当支給事業実施要綱を廃止する告示

大和高田市子育て応援特別手当支給事業実施要綱(平成21年告示第20号)は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 告示第51号

大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生後4月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言及びサービス提供を行う乳児家庭全戸訪問事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象家庭)

第2条 事業の対象家庭は、本市に住所を有する家庭で、生後4月までの乳児のいるすべての家庭とする。ただし、生後28日以内の新生児については、母子保健法(昭和40年法律第141号)第11条に定める事業を優先するものとする。

(事業内容)

第3条 事業の実施内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 育児に対する不安や悩みの傾聴及び相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児及び保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- (4) 支援が必要な対象家庭に対する提供サービスの検討及び関係機関との連絡調整

(訪問従事者)

第4条 事業において対象家庭を訪問する者(以下「訪問従事者」という。)は、保健師、助産師、看護師等から市長が委嘱する。

2 訪問従事者の委嘱期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(訪問時期)

第5条 訪問の時期は、対象家庭の乳児が生後4月を迎えるまでの間とする。ただし、対象家庭の都合等により生後4月を経過した後に訪問せざるを得ない場合は、この限りでない。

(訪問従事者の遵守事項)

第6条 訪問従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 訪問の際は、市の発行する身分証明書(様式第1号)を携帯すること。
- (2) 対象家庭において万一事故が発生した場合は、その状況を直ちに市長へ報告すること。
- (3) 対象家庭の身上及び家庭に関して、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らさないこと。訪問従事者の職を退いた後も、同様とする。

(報告等)

第7条 訪問従事者は、対象家庭を訪問したときは、訪問記録票(様式第2号)により、その内容を速やかに市長に報告するとともに、乳児家庭全戸訪問事業実施報告書(様式第3号)を翌月の10日までに市長に提出するものとする。

(ケース対応会議)

第8条 訪問により支援が必要と認められた家庭に対しては、個別ケースごとに訪問従事者、市担当者、その他関係者によるケース対応会議を開催し、適切なサービスに結びつけるものとする。

(報償費の支払)

第9条 市長は、第7条の報告書を受理したときは、その内容を確認の上、訪問従事者に対し、報償費を支払うものとする。

2 報償費の額は、対象家庭の親子1組につき3,500円とする。ただし、多胎の場合は、乳児1人につき、3,500円を加算するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号
住 所 氏 名 生年月日	年 月 日
上記の者は、乳児家庭の訪問従事者であることを証明する。	
年 月 日交付	大和高田市長 印
委嘱期間	年 月 日から 年 月 日まで

(裏)

注 意 事 項	
1 乳児家庭を訪問する際には、この証明書を携帯すること。	
2 関係人の請求があったときには、この証明書を提示すること。	
3 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。	
4 本証を紛失、汚損又は破損したときは、直ちに届け出て、再発行を受けること。	
5 訪問中に事故が発生した場合は、下記まで報告すること。	
大和高田市 部 課 : 0745-22-1101	

様式第2号(第7条関係)

訪問記録票

訪問日	年 月 日	訪問従事者氏名	
ふりがな		男・女	年 月 日生
乳児氏名		第 子(生後	か月 日)

母親氏名		父親氏名	
住所	大和高田市		
電話番号(昼間に連絡が取れるもの)			
訪問先	自宅・その他( ) その他の場合 ・住所 大和高田市 ・電話番号		
面接場所	居室・玄関先・その他( )		
面接者	乳児・母・父・兄弟姉妹・祖父(父方・母方) 祖母(父方・母方)・その他( )		
家族構成	母・父・兄弟姉妹( 人)・祖父(父方・母方)・ 祖母(父方・母方)・その他( ) 合計 人		
母親の就労	無・有(産休中・育休中)		
母親	【心身の健康状態】 良い・ふつう・悪い( ) 【育児協力者】 無・有(夫・実母・実父・義母・義父・その他( )) 【相談相手】 無・有( ) 【育児不安】 無・やや有・強い( ) 【以下の症状の有無】 何をするにもおっくうで、食べる量も減っている。 いいえ・はい( ) 不眠が続く いいえ・はい( ) はっきりした理由もないのに、憂うつな気分が続く。 いいえ・はい( ) 子どもに愛情がわかず、世話ができない。 いいえ・はい( )		
	備考		
(裏面有り)			

乳児	【出生時の状況(在胎週数: 週)】 ・体重 g ・身長 cm ・胸囲 cm ・頭囲 cm ・出生時の異常 無 ・ 有( ) 【現在の状況】 ・体重 g ・現在治療中の病気 無 ・ 有( ) ・機嫌 良い ・ ふつう ・ 悪い ・栄養 母乳( 回/日) (よく飲む ・ ふつう ・ 少しずつ飲む ・ あまり飲まない ・ 飲まない) ミルク( ml x 回/日) (よく飲む ・ ふつう ・ 少しずつ飲む ・ あまり飲まない ・ 飲まない) ・排便( 回/ 日) ・皮膚 きれい ・ ふつう ・ 湿疹有( )	
	備考	
その他	・清潔面の問題 無 ・ 有( ) ・家族関係の問題 無 ・ 有( )	
	備考	
結果が良好 又は順調以 外の場合	今後の相談や支援の希望の有無 無 ・ 有	
	保健センター等関係機関に訪問記録の内容を 1 伝えてもよい。 2 伝えてほしくない。	
面接者から の相談内容	1. 育児不安 2. 養育者の体調不良 3. 育児方法 4. 育てにくさ 5. 兄弟姉妹との関係 6. 家庭環境 7. 経済面 8. その他( )	
	(具体的に)	
訪問従事者 の所感		
結果	良好・順調 要支援 その他( )	
結果が要支援の場合の支援方法 ( 保健センター記入欄)	乳児訪問 ・ 電話 ・ 4か月児健診 ・ その他( )	
結果がその他の場合の支援方法 ( 家庭児童相談室記入欄)		
(表面有り)		



(趣旨)

第1条 平成22年国勢調査(以下「国勢調査」という。)の実施に当たり、円滑かつ効率的な調査実施体制を整え、国勢調査に万全を期するため、平成22年国勢調査大和高田市実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 実施本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国勢調査の実施に係る企画及び進行に関すること。
- (2) 国勢調査の実施に係る広報及び啓発に関すること。
- (3) 関係機関との緊密な連携を図り、国勢調査を適正かつ迅速に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国勢調査の実施について必要なこと。

(組織)

第3条 実施本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 参与

2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、市民部長の職にある者をもって充てる。

4 参与は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画法制課長
- (2) 広報情報課長
- (3) 人事課長
- (4) 財政課長
- (5) 財産管理課長
- (6) 自治振興課長

(実施本部の職務)

第4条 本部長は、市長の命を受けて実施本部の事務を統括し、副本部長及び参与を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 参与は、本部長の命を受けて、国勢調査の円滑な推進を図る。

(事務局)

第5条 実施本部の事務を処理するため、実施本部に事務局を置く。

2 事務局に総務企画班及び指導実查班を置き、その分掌事務は次に掲げるとおりとする。

(1) 総務企画班

ア 調査実施の総合企画に関すること。

イ 調査事務の進行管理に関すること。

ウ 他の地方公共団体との連絡調整に関すること。

エ 国勢調査に係る指導員及び調査員(以下「指導員等」という。)の公務災害に関すること。

オ 予算及び経理に関すること。

カ 広報計画の企画及び実施に関すること。

(2) 指導実查班

ア 指導員等の指揮監督に関すること。

イ 指導員等に対する説明会の実施及び指導員との連絡に関すること。

ウ 調査用品の搬入、検収、保管及び搬出に関すること。

エ 自治会その他の関係団体との連絡調整に関すること。

オ 調査関係書類の審査に関すること。

(職員)

第6条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 班長
- (4) 班員

2 事務局長は、市民部産業振興課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局次長は、市民部産業振興課長補佐の職にある者をもって充てる。

4 班長及び班員は、市民部産業振興課職員のうちから本部長が任命する。

(事務局の職務)

第7条 事務局長は、本部長の命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局次長、班長及び班員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長及び班員は、事務局長の命を受け、各班の事務を処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、実施本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

**告示第77号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項並びに第11条の2第12項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成22年5月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

閲覧者氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理者名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
金融広報中央委員会 (日本銀行内) 会長 小畑 義治	家計の金融行動に関する世論調査	平成21年4月1日	南陽町、大字曾大根
奈良県総務部知事公室	世論調査の調査対象者を抽出するため	平成21年5月1日	行政区域全域
内閣府大臣官房政府広報室	国民生活に関する世論調査	平成21年5月11日	土庫一丁目~三丁目、今里町
奈良県くらし創造部	若者の自立意識に関する調査	平成21年5月25日	行政区域内の15歳から34歳まで
野村総合研究所 山田 澤明	日常生活に関するアンケート	平成21年6月15日	15歳以上69歳未満の35名
新聞通信調査会 長谷川 和明	メディアに関する全国世論調査	平成21年6月24日	中今里町

ドイツ - 日本研究所 フロリアン・クルマス	価値観と生活に関する日 独比較調査	平成21年7月6日	春日町一丁目
奈良県福祉部長	高齢者の生活・介護等に 関する実態調査	平成21年7月9日	行政区域内の40 歳以上の男女
奈良県男女共同参画 課	インタ - ネット上の安全 確保に関する世論調査の ため	平成21年7月23日	行政区域内の20 以上50歳未満の 女性
(株)時事通信社 山田 哲郎	くらしと環境に関する世 論調査のため	平成21年8月10日	磯野南町、根成柿
日本銀行情報サービ ス局 河野 圭志	生活意識に関するアンケ ート調査	平成21年8月25日	昭和町、大字神楽、 大字曾大根
神戸税関調査部	関税法違反嫌疑事件のた め	平成21年8月26日	磯野新町2番
内閣府大臣官房政府 広報室	男女共同参画社会に関す る世論調査	平成21年8月31日	三和町
国立大学法人鳥取大 学 能勢 隆之	成人の喫煙に関する全国 調査	平成21年9月8日	日之出東本町
内閣府大臣官房政府広 報室	文化に関する世論調査	平成21年10月5日	池尻
第一生命経済研究所	今後の生活に関するアン ケート調査	平成21年11月2日	出
国土交通省土地・水資源 局	不動産の取引価格情報の 提供に関する国民の意識 調査	平成21年11月9日	有井
日本たばこ産業(株) 仲井 賢治	全国たばこ喫煙者率調査	平成21年12月24日	東三倉堂町
大阪商業大学JGSS 研究所	生活と意識についての国 際比較調査	平成22年1月12日	大字大中
独立行政法人 労働政 策研究・研修機構	日本人の就業実態に関す る総合調査	平成22年1月14日	片塩町
財団法人 生命保険文 化センター	生活保障に関する調査	平成22年1月25日	東中二丁目
財団法人 日本宝くじ 協会	宝くじに関する世論調査	平成22年2月18日	
NHK放送文化研究所	全国接触者率調査(テレビ について)	平成22年2月25日	大字市場
学校法人 立命館	現代社会における統制と 連帯に関する調査	平成22年3月1日	甘田町

## 告示第77-2号

住民情報システム等共同化推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成22年5月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 住民情報システム等共同化推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 行財政改革及び情報化事業適正化の一環として、住民情報システム、財務会計システムその他の事務処理システム(以下「住民情報システム等」という。)に係るコストの削減及び適正化を図ることを目的とし、大和高田市及び奈良県内の市町村(以下「構成団体」という。)が、住民情報システム等の共同化に向けた協議を行うため、住民情報システム等共同化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議会への参加)

第2条 協議会への参加は、協議会に参加を希望する市町村長が、その旨を記載した書面に記名し、大和高田市長に提出することにより行うものとする。

## (組織)

第3条 協議会は、構成団体の情報管理担当部署の所属長(以下「委員」という。)をもって組織する。

## (協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 住民情報システム等の共同化の推進に関する連絡調整に関する事項
- (2) 住民情報システム等の共同化の運営に関する事項
- (3) その他住民情報システム等を共同化するために必要な事項

## (部会)

第5条 住民情報システム等の共同化について、専門的に調査研究するため、協議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 住民基本情報業務部会
- (2) 税業務部会
- (3) 保険業務部会

2 前項各号に掲げる部会は、構成団体の当該業務を担当する職員のうちから、それぞれ委員が指名するものをもって充てる。

3 部会ごとに部会長を置き、それぞれ部会の委員の互選により選出するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項各号に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

## (運営事務局)

第6条 協議会の運営事務局は、大和高田市とする。

2 運営事務局に事務局長を置き、大和高田市情報管理担当課長をもって充てる。

## (協議会の会議)

第7条 協議会の会議は、事務局長がこれを招集し、その議長となる。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

## (部会の会議)

第8条 部会の会議は、それぞれの部会長がこれを招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者を出席させることができる。

3 部会長は、部会の会議の内容を運営事務局に報告しなければならない。

## (補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局長が協議会の会議に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

## (部会の招集に関する特例)

2 この告示の施行後最初に行われる部会の招集は、第8条第1項の規定にかかわらず、事務局長が招集する。

(有効期限)

3 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

### 告示第78号

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年5月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成21年告示第74号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号の表を次のように改める。

補助対象経費	基準額
500,000円以上870,000円以下	200,000円
870,001円以上	左欄の経費に100分の23を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切捨て)。ただし、500,000円を限度とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

### 告示第79号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成22年5月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成22年5月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成22年2月1日、同月4日、同月9日、同月15日、同月17日、同月23日、同月25日

### 告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成22年5月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成22年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)

2 平成22年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 3 平成22年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 4 平成22年度大和高田市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成22年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)専決処分

平成22年度大和高田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,300,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 財産収入		10,960	550,550	561,510
	2 財産売払収入	2,000	550,550	552,550
歳 入 合 計		21,750,000	550,550	22,300,550

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰上充用金		0	550,550	550,550
	1 繰上充用金	0	550,550	550,550
歳 出 合 計		21,750,000	550,550	22,300,550

「第13款 繰上充用金」の新設により、「第13款 予備費」を「第14款 予備費」に改める。

平成22年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)専決処分

平成22年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,212,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,562,912	250,812	2,813,724
	1 国庫負担金	1,536,127	250,812	1,786,939
歳入合計		7,962,000	250,812	8,212,812

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		0	250,812	250,812
	1 繰上充用金	0	250,812	250,812
歳出合計		7,962,000	250,812	8,212,812

「第12款 繰上充用金」の新設により、「第12款 予備費」を「第13款 予備費」に改める。

平成22年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)専決処分  
平成22年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		67,200	227,835	295,035
	2 雑入	67,199	227,835	295,034
歳入合計		67,200	227,835	295,035

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		0	227,835	227,835
	1 繰上充用金	0	227,835	227,835
歳出合計		67,200	227,835	295,035

「第3款 繰上充用金」を新設する。

平成22年度大和高田市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)専決処分

平成22年度大和高田市の老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		9,005	1,373	10,378
	1 支払基金交付金	9,005	1,373	10,378
2 国庫支出金		6,000	668	6,668
	1 国庫負担金	6,000	668	6,668
3 県支出金		1,500	167	1,667
	1 県負担金	1,500	167	1,667
歳入合計		20,800	2,208	23,008

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰上充用金		0	2,208	2,208
	1 繰上充用金	0	2,208	2,208
歳出合計		20,800	2,208	23,008

「第4款 繰上充用金」の新設により、「第4款 予備費」を「第5款 予備費」に改める。

平成22年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)専決処分

平成22年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215,776千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		42,897	215,776	258,673
	1 使用料	42,897	215,776	258,673
歳 入 合 計		42,900	215,776	258,676

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		0	215,776	215,776
	1 繰上充用金	0	215,776	215,776
歳 出 合 計		42,900	215,776	258,676

「第3款 繰上充用金」の新設により、「第3款 予備費」を「第4款 予備費」に改める。

## 告示第81号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年5月31日

大和高田市長 吉田誠克

## 1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

## 2. 移動年月日

平成22年5月10日、同月12日、同月18日、同月20日、同月25日、同月27日、同月31日

## 3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

## 4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

## 5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第45号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年5月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	高田こども園新築に伴う園庭整備工事
2	工事場所	大和高田市内本町地内
3	工事期間	契約締結の日から平成22年6月30日(水)まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成21年度大和高田市格付け等級がB又はCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年5月7日(金)から平成22年5月11日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年5月11日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年5月7日(金)から平成22年5月14日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年5月7日(金)から平成22年5月14日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年5月14日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、 (1) 期限 平成22年5月20日(木)入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年5月21日(金)午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札
15 落札者	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者

の決定	であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥8,090,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 教育委員会

#### 教育委員会告示第12号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成22年6月1日

大和高田市教育委員会  
委員長 松村 宗昭

#### 記

日時 平成22年6月8日(火)午後2時00分  
場所 さざんかホール 4階 会議室  
議案 第1号 大和高田市立高田商業高等学校の授業料の特例に関する条例(案)について  
第2号 後援願いについて  
第3号 その他

### 選挙管理委員会

#### 選挙管理委員会告示第10号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年5月7日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清一

1 日時 平成22年5月14日(金)午前9時00分  
2 場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室  
3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他

#### 選挙管理委員会告示第11号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年5月27日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成22年6月2日(水)午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 選挙人名簿の定時登録について  
第3号 参議院議員通常選挙について  
第4号 その他

**選挙管理委員会告示第12号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成22年6月3日から平成22年6月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成22年5月27日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室**農業委員会****農業委員会告示第6号**

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成22年5月26日

大和高田市農業委員会  
会長 水 井 豊

- 日 時 平成22年6月8日(火)午後3時00分
- 場 所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)  
第2号 農地法第3条第1項について申請の件(知事許可)  
第3号 農地法第18条第6項について通知の件  
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について  
第5号 「農業経営基盤強化促進基本構想」に関する見直しについて  
第6号 その他

**公営企業****水道事業告示第4号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成22年6月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

業者名

大協設備工業所

代表者名

鵜飼嘉輝

所在地

奈良県香芝市北今市4丁目243番地